

7. 消防用設備等

1. 消防用設備等の設置状況

平成19年3月31日現在における防火対象物に対する消防用設備等の設置状況は、統計表第2表のとおりである。消防用設備等の不備は火災が起きた場合、大きな災害につながるおそれがあり、平成13年9月1日の新宿歌舞伎町のビル火災において44名の尊い命が失われたことは記憶に新しいところである。よって今後とも違反防火対象物の関係者に対して、一層の指導の強化を図っていく必要がある。

2. 消防設備士試験

消防設備士試験制度は、昭和40年消防法の改正により、昭和41年10月1日から施行された。本県では昭和41年度から昭和43年度までは特例試験と一般試験を実施し、昭和44年度からは年1回一般試験のみを実施し、昭和60年度からは、(財)消防試験研究センターに試験実施を委任した。最近5年間の受験者数は、平成14年度は647名、15年度は776名、16年度は709名、17年度は701名、18年度は703名である。

平成18年度消防設備士試験実施状況

平成18年9月3日実施

試験の種類		申請者数	受験者数	合格者数(合格率%)
甲種	特類	32	27	5(18.5%)
	第1類	136	106	47(44.3%)
	第2類	22	20	9(45.0%)
	第3類	18	17	7(41.2%)
	第4類	163	126	27(21.4%)
	第5類	29	26	6(23.1%)
乙種	第1類	50	45	2(4.4%)
	第2類	18	18	7(38.9%)
	第3類	8	6	3(50.0%)
	第4類	96	83	41(49.4%)
	第5類	5	4	2(50.0%)
	第6類	213	191	65(34.0%)
	第7類	36	34	22(64.7%)
合計		826	703	243(34.6%)

3. 消防設備士義務講習

消防設備士免状所持者に対する義務講習制度は、昭和49年6月1日法律第64号により公布された。

これは、消防用設備等に関する技術の進歩が著しく、消防用設備等に関する基準が改正されているため、常に新しい知識や技能を身につけることにより、消防設備士に課せられた任務を完遂することを目的としている。

本県においては、平成18年9月及び19年2月に千葉市内で実施し、983名が受講した。

実施状況は次表のとおりである。

講習区分	申請書提出数	欠席者数	受講者数
消火設備	258	6	252
警報設備	436	10	426
避難設備・消火器	309	4	305
計	1,003	20	983

〔最近 5 年間の実施状況〕

年度 \ 区分	申請書提出数	欠席者数	受講者数
平成 14 年度 (14.9 15.2)	915	17	898
平成 15 年度 (15.9 16.2)	1,107	24	1,083
平成 16 年度 (16.9 17.2)	1,130	15	1,115
平成 17 年度 (17.9 18.2)	1,033	7	1,026
平成 18 年度 (18.9 19.2)	1,003	20	983
計	5,188	83	5,105